知っておきたい保険のはなし vol.28

火災での近隣トラブルに巻き込まれないためには？

近隣からのもらい火で自宅が全焼してしまったらどうなるのでしょうか？

本来ならば民法で「他人の権利や財物を侵したら、損害を賠償する責任が発生する」となっていますが、近隣からのもらい火で自宅が全焼してしまったときは、原則として相手に重大な過失がなければ損害賠償を求めることができません。これは、伝統的に木造家屋が多い日本では、火事による損害賠償が高額になることが予想され、個人での支払い能力を超えてしまうことが多くなるため「失火法（失火の責任に関する法律）」という法律で特別に規定されています。つまり、日本においては火災による経済的損失に対して、火元からの損害賠償は期待できないということになります。ですから、貰い火に備えるためにも、自分で火災保険に加入して自己防衛することが大切となるわけです。

損害賠償責任が発生するとなっている重過失とは「常識的な注意ではなく、わずかな注意さえすれば事故が起きなかったのに、漫然と事態を見過ごした状態」のことをいいます。例えば、「天ぷらをあげたままキッチンを離れ、油に引火し火災の原因となった」、「電気ストーブをつけたまま眠り、干してあった衣服へ着火し火災の原因となった」などの事例は過去の判例においても、重過失とみなされたケースです。

このように重過失によって火事を起こし、近隣にも被害を与えてしまったような場合には、被害者へ賠償金を支払わなければなりません。もし自分が加害者（火元）になってしまい、賠償金を支払わなければいけなくなってしまった時の備えとしては、「個人賠償責任保険」が有効です。火災保険の多くは、重過失によって発生した損害を補償しませんが、この「個人賠償責任保険」は重過失による賠償事故も補償することができるのです。重過失によって火元になる事なんてあり得ない、とは誰もが言いきれないものです。

また、失火に対して重大な過失が無く、法律上の損害賠償責任が発生しないようなケースにおいても、被害者に対して金銭を支払い、道義上の責任は果たしたいというニーズに応えることができる「類焼損害補償特約」という特約があります。失火により被害を受けた近隣の住宅や家財などの財物を補償します。ただし、被害者が火災保険に加入している場合はその保険を優先させます。賠償限度額や支払基準の詳細については保険会社によって多少の違いはありますが、限度額1億円程度まで補償される商品がほとんどです。

近隣トラブルが深刻化する現代社会ですから、このような「個人賠償責任保険」や「類焼損害補償特約」などの補償で備えを万全にしておきましょう。

私は地元諏訪にて25年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元に貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。
保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。

アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役CEO　松澤　毅